

「優先調達推進法の日・月間」法施行3周年記念

全国キャンペーンに寄せて

平成25年4月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行され、3年が経ちます。

同法の施行により、国や地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、約151億円(平成26年度)と前年度から約28億円増加し、着実に進展しておりますが、障害者就労施設等で就労する障害のある方の自立の促進に向けて、更なる取組が求められています。

こうした中で、今般、全国社会就労センター協議会と日本セルフセンターの皆様が、同法に係る全国キャンペーンを実施することとなりました。誠に時宜を得た取組として各団体の皆様のご尽力に深く感謝申し上げますとともに、同法への理解や障害者就労施設等からの物品等の調達の更なる促進につながることを期待しています。厚生労働省といたしましても、同法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達の促進や障害のある方の就労支援の取組を一層進めてまいります。

各地方公共団体や各省各庁、地方支分部局等におかれましては、同キャンペーンにご賛同いただき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、より一層の取組の促進をお願いいたします。

平成28年5月31日

厚生労働大臣 **塩崎 恭久**